

安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について

(有害な業務に従事する労働者に対する歯科健康診断の結果の報告に係る改正)

栃木労働局長より [令和4年5月11日付け栃労発基 0511 第2号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」](#)をもって周知依頼がありました。

有害な業務(安衛法施行令第22条第3項に規定)に従事する労働者に対して歯科健康診断を実施する義務のある事業者について、その使用する労働者の人数にかかわらず、安衛則第48条の歯科健康診断(定期のものに限る。)を行ったときは、遅滞なく、歯科健康診断の結果の報告を所轄労働基準監督署に行わなければならないこととする省令改正が令和4年4月28日に公布され、令和4年10月1日から施行されます。

新たに「有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書(様式第6号の2)」が作成されました。

詳細は、以下の局長通達「[基発 0428 第1号](#)」をご覧ください。

- 通達 [「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の施行等について」](#)